

**総務省所管補助金等交付規則**（平成 12 年 12 月 27 日総理府・郵政省・自治省令第 6 号）**抜粋**  
 （平成 18 年 3 月改正）

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第 5 条、第 7 条、第 9 条第 1 項、第 12 条及び第 14 条並びに補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第 3 条及び第 14 条第 1 項の規定に基づき、並びに同法及び同令を実施するため、総務省所管補助金等交付規則を次のように定める。

（処分の制限を受ける期間）

第 8 条 令第 14 条第 1 項第 2 号の各省各庁の長が定める期間は、別表に掲げるとおりとする。

別表（第 8 条関係）：抜粋

処分を制限する財産の名称		処分制限
施設設備等の分類	財産の名称、構造等	期間（年）
建物	鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの	
	事務所用のもの及び左記以外のもの	<b>50</b>
	宿泊所用又は体育館用のもの	<b>47</b>
	店舗用のもの	<b>39</b>
	送受信所用、車庫用又は格納庫用のもの	<b>38</b>
	公衆浴場用のもの	<b>31</b>
	工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの	
	倉庫事業の倉庫用のもの	<b>31</b>
	その他のもの	<b>38</b>
	れんが造、石造又はブロック造のもの	
	事務所用のもの及び左記以外のもの	<b>41</b>
	店舗用、宿泊所用又は体育館用のもの	<b>38</b>
	送受信所用、車庫用又は格納庫用のもの	<b>34</b>
	公衆浴場用のもの	<b>30</b>
	工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの	
	倉庫事業の倉庫用のもの	<b>30</b>
	金属造のもの（骨格材の肉厚が 4 mm を超えるものに限る）	
	事務所用のもの及び左記以外のもの	<b>38</b>
店舗用、宿泊所用又は体育館用のもの	<b>34</b>	
送受信所用、車庫用又は格納庫用のもの	<b>31</b>	
公衆浴場用のもの	<b>27</b>	
工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの		
倉庫事業の倉庫用のもの	<b>26</b>	
その他のもの	<b>31</b>	

建物	金属造のもの（骨格材の肉厚が 3 mmを超え 4 mm以下のものに限る） 事務所用のもの及び左記以外のもの	30
	店舗用、宿泊所用又は体育館用のもの	27
	送受信所用、車庫用又は格納庫用のもの	25
	公衆浴場用のもの	19
	工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの	24
建物	金属造のもの（骨格材の肉厚が 3 mm以下のものに限る） 事務所用のもの及び左記以外のもの	22
	店舗用、宿泊所用又は体育館用のもの	19
	送受信所用、車庫用又は格納庫用のもの	19
	公衆浴場用のもの	15
	工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの	17
建物	木造のもの 事務所用のもの及び左記以外のもの	24
	店舗用、宿泊所用又は体育館用のもの	22
	送受信所用、車庫用又は格納庫用のもの	17
	公衆浴場用のもの	12
	工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの	15
建物	木骨モルタル造のもの 事務所用のもの及び左記以外のもの	22
	店舗用、宿泊所用又は体育館用のもの	20
	送受信所用、車庫用又は格納庫用のもの	15
	公衆浴場用のもの	11
	工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの	14
建物附属設備	電気設備（照明設備を含む。） 蓄電池電源設備	6
	その他のもの	15
	給排水又は衛生設備及びガス設備	15
	冷房、暖房、通風又はボイラー設備 冷暖房設備（冷凍機の出力が 22 キロワット以下のもの）	13
	その他のもの	15
建物附属設備	昇降機設備 エレベーター	17
	エスカレーター	15

建物附属設備	消化、排煙又は災害報知設備及び格納式避難設備	8
	ドアー自動開閉設備	12
建物及び建物附属設備	研究開発用のもの 建物の全部又は一部を低温室、恒温室、無響室、電磁しゃへい室、放射性同位元素取扱室その他の特殊室にするために特に施設した内部造作又は建物附属設備	5
構築物	送配電用のもの	
	配電用のもの	
	鉄塔及び鉄柱	50
	鉄筋コンクリート柱	42
	木柱	15
	配電線	30
	引込線	20
	地中電線路	25
	電気通信事業用のもの	
	通信ケーブル	
	光ファイバー製のもの	10
	その他のもの	13
	地中電線路	27
その他の線路設備	21	
放送用又は無線通信用のもの		
鉄塔及び鉄柱		
円筒空中線式のもの	30	
その他のもの	40	
鉄筋コンクリート柱	42	
木柱	10	
アンテナ	10	
接地線及び放送用配線	10	
舗装道路及び舗装路面		
コンクリート敷、ブロック敷、れんが敷又は石敷のもの	15	
アスファルト敷又は木れんが敷のもの	10	
ビチューマルス敷のもの	3	

工具	測定工具	5
	開発研究用のもの	4
器具及び備品	事務機器及び通信機器	
	電子計算機	
	パーソナルコンピュータ（サーバー用のものを除く）	4
	その他のもの	5
	その他の事務機器	5
電話設備その他の通信機器		
デジタル構内交換設備及びデジタルボタン電話設備	6	
その他のもの	10	
	時計、試験機器及び測定機器	
	試験又は測定機器	5
	光学機器	
	カメラ	5
	前掲のもの以外のもの	
	主として金属製のもの	10
	その他のもの	5
機械及び装置	国内電気通信事業用設備	
	デジタル交換設備及び電気通信処理設備	6
	その他の設備	9
	ラジオ又はテレビジョン放送設備	6
	その他の通信機器（給電用指令設備を含む。）	9
ソフトウェア	研究開発用のもの	3
	前掲のもの以外のもの	
	複写して販売するための原本	3
	その他のもの	5